

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了(二件) (農村振興課)	一
○県営土地改良事業の換地処分(二件) (農村整備課)	一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (防災砂防課)	一
○都市計画変更案の縦覧 (都市計画課)	二
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (同)	二

ページ

告 示

○宮城県告示第六百八十六号
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。
令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
名取	区画整理事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))	令和四年三月十八日
岩沼	区画整理事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))	令和四年八月三日
岩沼北部	区画整理事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業))	令和四年八月三日
岩沼西部	区画整理事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業))	令和四年八月三日

○宮城県告示第六百八十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。
令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
奥松島	区画整理事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))	令和四年三月二十四日
牡鹿	区画整理事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業))	令和三年十一月二十六日

○宮城県告示第六百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
前川地区浪形分區
令和四年九月十四日

二 処分の年月日
令和四年九月十四日

○宮城県告示第六百八十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
前川地区榎木分區
令和四年九月十四日

二 処分の年月日
令和四年九月十四日

○宮城県告示第六百九十号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成三十年三月三十日宮城県告示第三百五十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
惣膳原沢	土石流	仙台市泉区小角字惣膳原（次の図のとおり）	宮城県仙台土木事務所及び仙台市役所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路

2 名称

三・三・一号国道幹線

三・五・十三号中央線

三・五・十四号一迫北線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

栗原市 築館字照越神田、築館字外南沢、築館高田一丁目、築館字内沢、築館字源光、築館木戸、築館源光、志波姫堀口源光、志波姫堀口大天馬、志波姫堀口館輪、築館字萩沢後沢道北、志波姫堀口沖、築館字下宮野小牧、築館字城生野入の沢の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

栗原市 築館字照越永平、築館字照越神田、築館字沢入、築館字外南沢、築館字下待井、築館字内南沢、築館高田一丁目、築館高田三丁目、築館字内沢、築館字源光、築館字萩沢新田前、築館字萩沢佐内屋敷、築館字萩沢上木戸、築館字萩沢後沢道北、築館字萩沢忽滑沢、築館字光屋敷、築館木戸、築館源光、志波姫南堀口、志波姫堀口源光、志波姫堀口西風前、志波姫堀口館輪、志波姫堀口沖、築館字下宮野小牧、築館字城生野入の沢の各一部

三 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）及び栗原市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間
令和四年十月四日から令和四年十月十八日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第六百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和四年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称

大崎市役所周辺地区土地区画整理事業

二 事務所所在地

大崎市古川七丁目一番一号大崎市建設部都市計画課

三 施行認可の年月日

平成三十年十月十八日

四 変更認可の年月日

令和四年九月二十七日